

令和8年4月15日  
厚木市報道資料

## 医療機関へ郵送した意見書など 介護保険認定書類を紛失

介護保険認定手続きの際に医療機関へ郵送した「主治医意見書提出依頼書」「主治医意見書」が、送付先に届いていないことが判明しました。

### 1 概要・経緯

対象医療機関に対し、異なる日程で計2回にわたって書類を郵送しましたが、いずれも郵送物が確認できていないものです。

(1) 対象者 3人

(2) 書類にある個人情報 被保険者番号、住所、氏名、生年月日

3月5日	介護福祉課委託職員から医療機関に対し、4日付で認定申請のあった1人分の「主治医意見書提出依頼書」「主治医意見書」を送付。
3月18日	5日と同様に、17日付で認定申請のあった2人分の「主治医意見書提出依頼書」「主治医意見書」を送付。
4月9日	対象者3人分の「主治医意見書」の返送がないため、介護福祉課委託職員から確認のため対象医療機関に架電。
4月13日	医療機関から「対象者3人の郵送物を受け取っていない」と連絡を受ける。
4月14日 17時	介護福祉課職員から再度の確認を依頼したが、「見当たらない」と回答を受ける。
4月15日 10時30分	介護福祉課職員から改めて、医療機関へ書類の確認を依頼。「見当たらない」と回答を受ける。

### 2 原因

調査中

### 3 事後対応

紛失した書類の対象者に対し、報告と謝罪をしました。

### 4 再発防止策

個人情報の適正な管理を徹底し、書類の発送・受領がある医療機関にも取り扱いの注意を喚起します。

本資料の問い合わせ先

市民福祉部 介護福祉課

課長 小松 真城 電話 046-225-2396